

佐賀市空き家等情報登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家等について、情報発信を行うことにより、空き家等の活用促進を図り、空き家等の発生を抑制することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用又は事業用の建物（共同住宅等は除く。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 現に居住の用に供する建物がない土地をいう。
- (3) 空き家等 空き家及び空き地をいう。
- (4) 所有者 空き家等に係る所有権及びその他の権利を有し、売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (5) 空き家等情報登録制度 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申請を受けた情報を、市内外を問わず利用希望者へ情報を提供する制度をいう。
- (6) 協会 一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部をいう。
- (7) 媒介業者 協会に所属する宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報登録制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(登録することのできる空き家等)

第4条 空き家等情報登録制度に登録することができる空き家等は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 所有者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (3) 空き家等の所有者が宅地建物取引業者でないこと。
- (4) 所有者と媒介業者の間で媒介契約を締結していないこと。

(空き家等情報登録制度への登録)

第5条 空き家等情報登録制度の利用を希望する所有者は、登録申請書（様式第1号）に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、協会を紹介することができる。
- 3 媒介業者は所有者と協議を行い、売買及び賃貸の条件について所有者の合意が得られた場合、所有者と専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結するものとする。
- 4 媒介業者は前項の媒介契約締結の可否について、媒介契約報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は媒介業者から前項の規定により、媒介契約締結の報告を受けたときは、その内容を審査し、すみやかに空き家等情報登録制度へ登録し、登録完了通知書（様式第3号）を当該所有者に通知するものとする。
- 6 空き家等情報登録制度の登録期間は、2年とする。ただし、再登録することを妨げるものではない。
- 7 市長が認めるときは、第1項から第6項までの規定は、適用しない。

（登録事項の変更）

第6条 前条第5項の規定により空き家等情報登録制度に登録された空き家等（以下「登録空き家等」という。）の所有者は、登録事項に変更があったときは登録内容変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 市長は、登録空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは空き家等情報登録制度から当該登録空き家等を抹消するとともに、登録取消通知書（様式第5号）により当該所有者に通知するものとする。

- (1) 登録取消届出書（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 登録空き家等に係る所有権等の権利に異動があったとき。
- (3) 売買契約又は賃貸借契約が成立したとき。
- (4) 申請の内容に虚偽が発覚したとき。
- (5) 媒介契約が解消されたとき。
- (6) 登録後2年経過したとき。
- (7) その他市長が認めるとき。

2 前項第3号に該当する場合、媒介業者は売買・賃貸借契約成立報告書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項第5号に該当する場合、媒介業者は媒介契約解消報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交渉等への不関与）

第8条 登録空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、当該空き家等の媒介を行う媒介業者と交渉を行うものとし、市長は当事者間の交渉及び契約について、直接これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 所有者、利用希望者、協会及び媒介業者は、空き家等情報登録制度の利用に際し、知り得た個人情報を、その目的以外に利用してはならない。空き家等情報登録制度の利用が終了した後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。